

群馬県H I V血液・体液曝露後の予防服用マニュアル

○予防服用フローチャート（緊急対応用）を参照してください。

1 曝露が発生した時の対応

(1) 曝露発生

曝露とは、針刺しや鋭利な医療器具による切創等、体内へのH I V汚染血液の曝露及び粘膜や傷のある皮膚への血液等感染性体液の曝露をさす。

(2) 応急処置

曝露が発生した場合は、血液又は体液に曝露された創部又は皮膚を、流水によって十分に洗浄する。

(3) 所属責任者、曝露事故発生時担当医師等に報告

曝露当事者は、曝露の発生時刻・状況・程度・曝露の原因となった患者の感染情報等を、直ちに所属施設の責任者、曝露事故発生時担当医師等（以下「責任者等」という。）に報告する。

(4) 「H I V陽性血液」及び「陽性が強く疑われる血液」

陽性が強く疑われる血液とは、患者のH I V検査の結果は不明だが、ニューモシスチス肺炎・クリプトコッカス髄膜炎等の症状があるなど、H I V陽性であることが疑われる血液をさす。

(5) 妊娠の有無確認※

妊娠の有無を確認し、可能な場合は、妊娠反応検査を実施する。

(6) 服用の自己決定※

責任者等は、曝露の状況を確認し、「抗H I V薬予防服用同意書」（別紙3）裏面の注意事項等を確認する。曝露当事者も同注意事項を確認し、予防服用の利益と不利益を考慮して、服用を開始するかどうか自己決定する。

その際、責任者等は曝露当事者のプライバシーの保護について十分に配慮する必要がある。なお、院内での感染報告経路については、①服用開始の迅速性、②プライバシーの保護を考慮し、可能な範囲で短縮すべきである。

(7) 同意書の作成※

曝露当事者が予防服用を希望する場合は、「抗H I V薬予防服用同意書」（別紙3）に署名する。署名は必ず曝露当事者自身が記載する。

※ 迅速に予防薬を服用するため、(5)～(7)は(8)の後に予防薬配置医療機関で実施してもよい。

(8) 予防薬配備医療機関へ電話連絡

予防投与を依頼する場合は、**必ず事前に電話連絡**を行い、予防薬の提供を受けたい旨を説明する。

(9) 予防薬配置医療機関を受診、予防薬の服用

速やかに予防薬配置医療機関を受診する。「抗H I V薬予防服用同意書」（別紙3）を提出して予防薬を受領し、直ちに第1回目の服用をする。

(10) その他

原因となった患者のH I V検査が未実施の場合は、必ず患者の同意を得た上で、H I V検査（迅速検査など）を実施する。

【自院に予防薬が配備されている医療機関】

(1)～(7)の処理後、予防薬を服用する。服用後は必ず専門医を受診し、継続服用について指示を受ける。専門医の診療に期間を要し、予防薬が不足する場合は、(8)により他の予防薬配置医療機関へ連絡する。

2 予防薬配置医療機関での対応

(1) 事前準備

電話で緊急の予防投与の依頼を受けた予防薬配置医療機関は、曝露後できるだけ早く1回目の服用が可能となるよう、直ちに予防薬の準備をする。

(2) 緊急処方

予防薬配置医療機関の担当医は、自院で扱う予防薬による副作用について説明する。第1回目の予防服用については、説明を受けて曝露当事者本人が決定する。曝露当事者が服用を希望した場合は、「抗H I V薬予防服用同意書」（別紙3）の提出を受けて、専門医を受診できるまでの間に必要な最小限の量の予防薬を処方する。

服用開始前には、活動性B型肝炎、腎機能低下、糖尿病、妊娠の有無などを確認し、必要があれば専門医に相談する。また、常用薬がある場合には、相互作用にも注意する。

(3) 診療の取扱い

診療録を作成し、処方箋の発行により予防薬を処方する。

3 専門医受診

曝露後、予防服用をした曝露当事者は、速やかに拠点病院等の専門医を受診して服用継続の適否について相談の上決定する。

専門医は、感染の有無について必要な期間を評価する。

4 費用負担

(1) 医療機関内の医療事故による医療従事者等の感染予防対策は、各医療機関の責任において実施されるべきものである。予防服用に関する費用は、自費扱いとし協力病院の請求に基づき、曝露が発生した医療機関が支払う。

(2) 県が配備した抗H I V薬相当分の費用は請求しない。ただし、専門医を受診するまで等の必要最低限の使用に限る。

- (3) 抗H I V薬の予防服用については、健康保険の給付の対象ではないが、労災と認められた場合は労災保険の給付の対象となる。

※労災保険における取扱いについては、厚生労働省健康局疾病対策課長通知「労災保険におけるH I V感染症の取扱いについて（通知）」（平成22年9月9日付け健疾発0909第1号）を参考にすること。

予防服用フローチャート(緊急対応用)

